

## 給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直し結果に関する Q&A

### 事由 A（死亡）

Q1 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、収入に変化がないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A1 死亡事由の場合は、死亡した生計維持者の支給額算定基準額は算出せず、申請者本人及び生計維持者について、住民税情報に基づき支給額算定基準額を算出します。それは採用時も支援区分見直し時も変わりません。

死亡事由の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[適格認定（給付奨学金） | JASSO](#)

## 事由 B（傷病）

Q2 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、引き続き病気・怪我により休職中であるにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A2 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

有給休職等により働けない期間も給与や賞与が支払われている場合や、別に年金、不動産所得、譲渡所得等がある場合は、支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 事由 B（傷病）

Q3 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、引き続き病気・怪我により休職中で収入がないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A3 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

引き続き病気・怪我により給与等の収入がなくても、例えば年金や不動産所得、譲渡所得等がある場合は、支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 事由 C (失職)

Q4 給付奨学金(家計急変採用)に採用されてから、ずっと無職であるにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外(または支援区分の変更により支給月額が減額した)となった。

A4 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額(※)と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※\(参考\)年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

引き続き無職であっても、例えば年金や不動産所得、譲渡所得等がある場合は、支援対象外(または支援区分の変更により支給月額が減額)となることがあります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外(または支援区分の変更により支給月額が減額)となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定\(家計\)の判定が「支援対象外\(または支援区分の変更により支給月額が減額した\)」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 事由 E (暴力)

Q5 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、収入に変化がないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A5 暴力事由の場合は、避難の原因となった生計維持者(暴力を加えた者)の支給額算定基準額は算出せず、申請者本人及び生計維持者について、住民税情報に基づき支給額算定基準額を算出します。それは採用時も支援区分見直し時も変わりません。

暴力事由の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[適格認定（給付奨学金） | JASSO](#)

全事由共通（死亡及び暴力事由を除く）

Q6 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、家計急変が生じた生計維持者について、課税される所得が一切ないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A6 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」（Excel）で「事由発生年月」と「支給開始年月」を選択すると、ご自身のスケジュールと回次ごとに使用している住民税情報年度が表示されますが、住民税情報の年度更新と同時期に支援対象外（または支援区分が変更）となった場合は、使用している住民税情報の年度が切り替わったことによる結果だと思われます。

[給付奨学金（家計急変採用）の適格認定 | JASSO](#)

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 全事由共通（死亡及び暴力事由を除く）

Q7 給付奨学金（家計急変採用）に採用されてから、収入に変化がないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A7 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール」（Excel）で「事由発生年月」と「支給開始年月」を選択すると、ご自身のスケジュールと回次ごとに使用している住民税情報年度が表示されますが、住民税情報の年度更新と同時期に支援対象外（または支援区分が変更）となった場合は、使用している住民税情報の年度が切り替わったことによる結果だと思われます。

[給付奨学金（家計急変採用）の適格認定 | JASSO](#)

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 全事由共通（死亡及び暴力事由を除く）

Q8 家計急変が生じた生計維持者について、今回の支援区分見直しで提出した3か月分の収入は、前回提出した3か月分よりも大幅に減収したが、支援区分が前回と同じである。

A8 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

※（参考）[年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

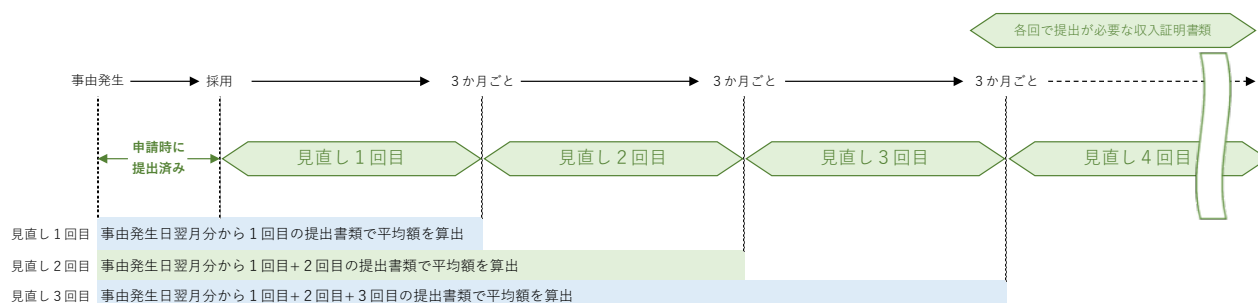
支援区分見直しの審査に当たっては、収入に関する証明書類から年間所得見込額を算出します。収入に関する証明書類が12か月分に満たない時期は、事由発生日の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入に関する証明書類の合計額からひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍します。

見直し回ごとに「新たな3か月分で年収を推算する」のではなく、「新たな3か月分を追加して年収を推算する」ため、新たに提出した3か月分の収入が減ったとしても、支援区分が前回と同じ、または支援区分の変更により支給月額が減額となることがあります。

### 【イメージ：各回の年収推算方法】

①まずは事由発生日の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入に関する証明書類（以下、「提出書類」という。）の合計額から、ひと月当たりの平均額を算出します。

※それぞれ収入に関する証明書類が12か月分以上となった場合は、推算ではなく実際の金額を用います。



②ひと月当たりの平均額（①）を12倍します。これが各回の年収推算額となります。



また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

## 全事由共通（死亡及び暴力事由を除く）

Q9 申込者本人・生計維持者共に、ここ最近の収入に変化がないにもかかわらず、支援区分見直しにおいて支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）となった。

A9 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

### ①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

※（参考）[年間所得見込額の算出方法](#)

### ②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

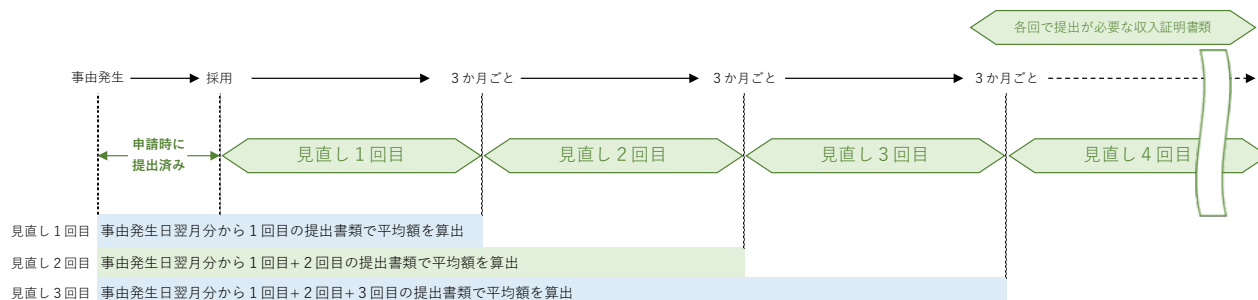
支援区分見直しの審査に当たっては、収入に関する証明書類から年間所得見込額を算出します。収入に関する証明書類が12か月分に満たない時期は、事由発生年月の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入に関する証明書類の合計額からひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍します。

見直し回ごとに「新たな3か月分で年収を推算する」のではなく、「新たな3か月分を追加して年収を推算する」ため、新たに提出した3か月分の収入が減ったとしても、支援区分が前回と同じ、または支援区分の変更により支給月額が減額となることがあります。

### 【イメージ：各回の年収推算方法】

①まずは事由発生年月の翌月からその回の見直しに必要な年月までの収入に関する証明書類（以下、「提出書類」という。）の合計額から、ひと月当たりの平均額を算出します。

※それぞれ収入に関する証明書類が12か月分以上となった場合は、推算ではなく実際の金額を用います。



②ひと月当たりの平均額（①）を12倍します。これが各回の年収推算額となります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額）となることがあります。②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の適格認定と同じですので、以下の Q&A をご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)

全事由共通（死亡及び暴力事由を除く）

Q10 申込者本人・生計維持者共に市町村民税が課税されていない（市町村民税所得割が0円である）にもかかわらず、第I区分と判定されなかった。

A10 家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報によって、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

家計急変採用においては、住民税情報のみを用いて支給額算定基準額を算定すると、①（家計急変の事由に該当する生計維持者）の、家計急変後の収入状況が反映されないため、①の方の支給額算定基準額は住民税情報のみを用いて計算するのではなく、機構が、提出された収入証明書類を基に税情報の各項目（課税標準額等）に準ずる額を求め、それを基に計算を行うことで家計急変後の収入状況が反映される仕組みとしています。そのため、家計急変後の収入状況によっては、必ずしも税情報のみを用いて算定を行う通常の見込額より支援区分が有利になるとは限りません。

また、②（家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人）についても、必ずしも支給額算定基準額が0円になるとは限りません。以下のQ&Aをご参照ください。

[市町村民税が課税されていない（市町村民税所得割が0円）にもかかわらず（第1区分で）判定されなかった。 | JASSO](#)

②の方の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の見込額認定と同じですので、以下のQ&Aをご参照ください。

[給付奨学金の適格認定（家計）の判定が「支援対象外（または支援区分の変更により支給月額が減額した）」となっていたが、納得できないためもう一度判定してもらいたい。 | JASSO](#)